

神奈川県中小企業高度化資金貸付規則の 一部改正について

(1) 改正背景

高度化資金貸付金は、都道府県と(独)中小企業基盤整備機構(以下、「中小機構」という。)が、一体となって、中小企業者が組織した事業協同組合等が行う工場集団化や共同施設設置等の「高度化事業」の実施に対して、長期かつ低利又は無利子で土地や建物等の取得に必要な資金を貸付け、中小企業の振興を図ることを目的としている。

令和元年に、「経営者保証に関するガイドライン」の特則が示され、事業承継において、先代経営者と後継者からの個人保証の二重取りが原則禁止(特則第2項)とされ、国は、事業承継時の経営者保証解除に向けた総合的な対策として、一定の要件を満たす中小企業については、経営者保証を不要とする新たな信用保証制度(事業承継特別保証制度)を創設した。さらに、金融機関が融資を決定する際に、その会社の決算書の内容や保証・担保だけで判断するのではなく、事業内容や成長可能性等も評価して行う「事業性評価」による融資も進んできた。

また、令和2年の民法改正においても、事業用の融資に際し、第三者が保証人となる場合、公証人による保証意思確認手続きが新設(民法465条の6)されるなど、保証人のリスク認識を促し、個人保証人の保護を進める方向性が取られた。

こうした担保や個人保証に依存しない融資が進む中、中小機構は、令和3年2月12日付けで「都道府県の債権保全に係る運用指針」(平成16年7月29日要領16第13号)(以下、「運用指針」という。)、令和3年2月15日付けで「高度化事業に係る都道府県に対する資金の貸付けに関する準則」(平成16年7月29日規程16第30号)(以下、「準則」という)について、個人保証に依存しない債権保全の促進を図ることで、高度化事業利用の進展に資することを目的とする改正(以下、「本改正」という)をし、都道府県が行う中小企業高度化資金の貸付けについて、原則として役員を連帯保証人として徴求することとしていた従来の方針から、個人保証に依らない担保保全(金融機関保証や物的担保)を原則とし、事業計画等の確実性の評価によっては、無担保での貸付けも選択肢の一つに加えた上(運用指針1, 2)、個人保証に依らない場合の貸付けについて優遇措置を設けた(準則附則)。

中小機構は、本改正以降の新規の貸付けについては、運用指針に沿った都道府県の規則改正がなされ、運用されていない場合には、貸付けを受け付けないこととしており、神奈川県中小企業高度化資金貸付規則について、運用指針に沿った、個人保証に依存しない債権保全の促進を図ることで、高度化事業利用の進展に資することを目的とする所要の改正を行う。

(2) 改正概要

① 個人保証に依存しない債権保全方法（第4条関係）

個人保証に過度に依存しないため、原則、保証人を立てることとしていたものを、保証人に依る債権保全方法を選択肢のひとつとし、金融機関保証や物的担保のみによる債権保全を可能とする。また、知事が適当と認める場合に限り、無担保で、貸付けることを可能とする。

保証人を立てることを排除することは、高度化資金の利用者を狭めることになるため、従来どおりの保証人を立てる保全方法も残すこととする。

② 金融機関保証による貸付け時の優遇措置について（附則第7項関係）

個人保証に依らない債権保全の促進のため、金融機関保証による保全の場合、貸倒リスクが軽減されることから、組合の負担割合を軽減することとする。なお、高度化資金の利用促進のインセンティブを高めるため、令和6年3月31日までの時限措置とする。

③ 保証人の人数及び優遇措置について（神奈川県中小企業高度化資金貸付要綱）

個人保証に過度に依存しないため、保証人を立てるのは、申込者が保証人に依る債権保全を求めた場合に限るものとし、保証人を立てる場合も、原則、申込者の役員2名までとする。

また、個人保証に依らない債権保全の促進のため、金融機関保証による保全の場合、貸倒リスクが軽減されることから、貸付時に有利子となる場合、組合の貸付利率を軽減することとする。なお、高度化資金の利用促進のインセンティブを高めるため、令和6年3月31日までの時限措置とする。

(3) 施行日

○ 公布日